第三章　文部科学省関係（第五条）
第四章　厚生労働省関係（第六条―第九条）
第五章　農林水産省関係（第十条・第十一条）
第六章　経済産業省関係（第十二条）
第七章　国土交通省関係（第十三条・第十四条）
第八章　環境省関係（第十五条）
附則

第一章　内閣府関係

（災害対策基本法の一部改正）

第一条　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「港務局」の下に「（第八十二条第一項において「港務局」という。）」を加える。

第七十六条の四第一項中「道路管理者（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）」を「道路管理者等」に改め、同条第三項中「道路管理者（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）」を「道路管理者等」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「道路管理者（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）」を「道路管理者等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の「道路管理者等」とは、道路管理者（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）、港湾管理者（港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者をいい、同条第五項第四号の道路（同条第六項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第七十六条の七第二項において同じ。）又は漁港管理者（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十五条の規定により決定された地方公共団体をいい、同法第三条第二号イの道路（同法第四十条第一項又は第二項の規定により同号イの道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第七十六条の七第三項において同じ。）をいう。

第七十六条の六第一項中「道路管理者」を「第七十六条の四第二項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「道路管理者」を「道路管理者等」に改める。

第七十六条の七中「この条」を「この項」に改め、同条に次の二項を加える。

2　国土交通大臣は、港湾管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該港湾管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

3　農林水産大臣は、漁港管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該漁港管理者に対し、前条第一項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

第七十六条の八中「及び前条」を「並びに前条第一項及び第二項」に改める。

第八十二条第一項中「地方公共団体」の下に「（港務局を含む。）」を加える。

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正）

第二条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項中「及び市町村」を「、市町村及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）」に改め、同条第七項中「又は市町村」を「、市町村又は公立大学法人」に改める。

第十二条中「地方公共団体」の下に「（公立大学法人を含む。第十七条第一項において同じ。）」を加える。

第十三条第一項中「（都道府県」の下に「（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）」を加える。

第十六条中「除く。」の下に「以下この条及び」を、「同じ。）」の下に「（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）」を加え、「次条第一項」を「同条第一項」に改める。

第十八条第三項中「当該指定都市等」の下に「（当該指定都市等が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。）」を加える。

第十九条第一項中「（都道府県」の下に「（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）」を加える。

第二十六条中「地方公共団体」の下に「（公立大学法人を含む。）」を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の三十八の項中

市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

を

都道府県知事又は市町村長	生活保護関係情報であって主務省令で定めるもの
	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

に改める。

第二章　総務省関係

（地方独立行政法人法の一部改正）

第四条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二号中「こと」の下に「並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと」を加える。

第七十三条中「理事長が」の下に「当該大学の」を、「をいう。）」の下に「並びに第七十七条の二第一項の規定により当該大学に附属して設置される同項に規定する学校の校長又は園長及び教員（教頭、教諭その他の政令で定める者をいう。）」を加える。